

足立区教育委員会会議録

会議名	平成29年第1回足立区教育委員会臨時会					
開会月日	平成29年1月25日(水)	場所	教育委員会室			
会議時間	(開会) 午前・ 午後 5時00分		～	(閉会) 午前・ 午後 5時15分		
休憩時間	① (休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	② (休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	教育長	定野 司	出席	委員	杉田 直子	出席
	委員	小川 清美	出席	委員	小池 康之	出席
	委員	葉養 正明	出席	出席者5名、欠席者0名		
出席 議員 の 発言	宮本 博之	学校教育部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭部長	出席
	杉岡 淳子	教育政策課長	出席	上遠野葉子	子ども政策課長	出席
	太田 照生	学校適正配置担当課長	出席	金子 俊之	待機児ゼロ対策担当課長	出席
	向井 功至	学校経理課長	出席	松野 美幸	子ども施設整備課長	出席
	浮津 健史	教育指導課長	欠席	森田 剛	子ども施設運営課長	出席
	斎藤 一裕	学校指導担当課長	出席	千ヶ崎嘉彦	子ども施設入園課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	欠席	今井 伸幸	こども支援センターげんき所長	出席
	渡辺 隆史	学校改築担当課長	出席	西野 知之	教育相談課長	欠席
	渡邊 勇	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	高橋 徹	こども家庭支援課長	欠席
	須原 愛記	学力定着対策室長	出席	伊藤 良久	生涯学習振興公社事務局長	出席
	森 太一	学力定着推進課長	出席	大山日出夫	総務部長	出席
	飯塚 尚美	就学前教育推進課長	出席	馬場 優子	こころとからだの健康づくり課長	出席
書記	清水 均	庶務係長	栗原 威夫	庶務係主査	秋元 康裕	教育政策担当係長
	田巻 正義	教育政策担当係長				
傍聴人	3名					
会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。					

平成29年1月25日

第1回足立区教育委員会臨時会

午後5時開会

○教育長 ただいまから、本年第1回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名に小川委員、葉養委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。



○教育長 それでは日程第1、第3号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第1、第3号議案 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の送付について。

以上。

○教育長 第3号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 別冊資料の4ページをお開きいただきたいと思っております。

件名・所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

まず、概要でございますけれども、いわゆる育児・介護休業法が昨年の11月に国会で可決成立いたしまして、今年の1月1日から施行になってございます。この改正にあわせて、幼稚園教育職員の休暇制度等を変更するものでございます。

また、これにあわせて、つわりなどで勤務に服することが困難な場合に付与されます特別休暇でございます「妊娠初期休暇」につきまして、取得可能な期間を現行の4カ月程度から妊娠中の全期間に拡大するとともに、名称を変更するという内容でございます。

2の改正内容でございます。まず、育児・介護休業法の改正の関係でございますが、1つ目が、介護を行う職員の超過勤務の免除ということで、職務に支障のある場合を除きまして、当該要介護家族の介護を行う必要がある間、超過勤務を免除するという内容が1つです。それから、2つ目といたしまして、介護時間制度の導入ということで、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度を新たに設けるものでございます。

2つ目といたしまして、妊娠初期休暇につきまして、名称を「妊娠症状対応休暇」に変更いたします。

施行年月日につきましては、公布の日から施行でございます。

新旧対照表につきましては、5ページから9ページでございます。

今後の方針でございますけれども、第1回足立区議会定例会に、この改正案を提出いたします。条例改正後、これに関連する施行規則を改正する予定になっております。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第3号議案について、ご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

よろしいですか。

(なし)

無いようですので、これより第3号議案 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の送付についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



次に、日程第2、第4号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第4号議案 「足立区プロポーザル

選定委員会条例」に関する教育委員会の意見について。

以上。

○教育長 第4号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の2ページ、第4号議案説明資料をご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、区長が教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合は、教育委員会の意見を聞く必要があります。つきましては、区長は2月下旬から開催される予定の平成29年第1回足立区議会定例会に、「足立区プロポーザル選定委員会条例」を提出する予定がありますので、教育委員会の意見を求められております。

これまで足立区では、プロポーザル方式による委託事業者等の選定は、各部が要綱を制定して、選定委員会を設置しておりましたが、今後は本条例にもとづきまして、委員会を地方自治法に基づく附属機関として位置づけ、より厳正かつ公平に選定を行うとともに、新基本構想の協創の理念に基づく区民参画を推進するというものでございます。

本条例に該当する委員会とは、3ページの条例案第1条に規定がありますように、区の業務を委託する事業者を選定する委員会のことであり、指定管理者制度により、公の施設の管理運営を行わせる団体を指定するための選定委員会等は、この条例に該当いたしません。

条例施行日は、4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第4号議案について、ご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

よろしいですか。

(なし)

無いようですので、これより第4号議案「足立区プロポーザル選定委員会条例」に関する教育委員会の意見についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することに決定いたします。

次に日程第3、第5号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第5号議案 平成29年度以降の区立小・中学校における運動会の組体操等について。

以上。

○教育長 第5号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の6ページ、第5号議案説明資料をご覧ください。

件名・所管部課名については記載のとおりでございます。

近年、全国の学校で事故が相次いでおりました組体操の「タワー」や「ピラミッド」の実施について、足立区では平成28年度においては休止する等の方針といたしました。

このたび、東京都教育委員会から平成29年度以降の都立学校における対応の方針について、資料に記載のとおり通知がありましたので、これを受け、足立区といたしましても、区立小・中学校運動会における組体操等について、平成29年度以降の方針を改めて定めるというものでございます。

方針は、まず組体操及び他演目、例えば応援合戦等でございますが、これらにおける「タワー」と「ピラミッド」は禁止とする。原則、体の一部が地面と接触している項目は安全対策を十分講じた上で実施することが可能とする。

体が地面から離れる種目は、学校長の指導の下、安全対策について協議を行った上、安全対策を明確に示した活動計画等を作成し、教育委員会と協議して確認を受ける。

学校行事で実施する他の種目についても、安全対策の点検を行い、万全の対応を図るというものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第5号議案について、ご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員 「ピラミッド」、「タワー」が、こういう形になるというのは、もうそれは子どもの健康上、安全上、当然のことだと思いますけれども、ただ考えていかななくてはいけないのは、今、運動会が本区では春に開催されることが多くて、もし運動会がいわゆる体育の授業の学習発表会としたら、5月、6月では、まだその学年の体力なり、持久力なり、筋力なりをつけていない段階で運動会をやっているということで、そうなれば当然、「ピラミッド」や「タワー」等の力業といいましょうか、いろんなところでやっぱりそれなりの能力がまだ育っていないのに、そういうことに取り組もうというのは、ある意味で危険な行為だと思います。ですから「ピラミッド」や「タワー」がこういう形で決められるのは構わないのですけれども、ただ運動会そのものが、春にやるのが本当に学習発表会としてふさわしいのかどうかということは考えていただきたいと思います。

学校現場では春に運動会、例えば秋には音楽会や学芸会や展覧会があるからということで、春は卒業式等がありますので、なるべく学校行事を分散して、なるべく子どもにも先生方にも負担が無いようにという、その考え方が間違っているとは思いません。ただ、運動会が学習発表の場であるとしたら、5月、6月はまだそれなりの力をつけていないのではないですか、というところは考えていただきたいということです。特に幼稚園から1年生に上がって、まだ環境にも慣れていない、その場で運動会というのは、なかなか考えてみることはないかと思います。

私からは、以上です。

○教育長 何か答弁ありますか。

学校指導担当課長。

○学校指導担当課長 各学校の教育課程の受付等の機会に、校長からの意向等も聞きながら、私どもも助言できるものにつきましても助言してまいりたいと思います。

以上です。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

(なし)

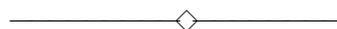
無いようですので、これより第5号議案 平成29年度

以降の区立小・中学校における運動会の組体操等についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することに決定いたします。



次に日程第4、第6号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第4、第6号議案 足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について。

以上。

○教育長 第6号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の11ページ、第6号議案説明資料をご覧ください。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

教育長に対しまして、事業従事依頼がございました。この依頼に応じるに当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がございます。依頼の内容は、1月29日(日曜日)における、千葉県富津市での事業仕分け専門委員としての事務従事でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第6号議案について、ご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

よろしいですか。

(なし)

無いようですので、これより第6号議案「足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することに決定いたします。

次に報告事項に移ります。

報告事項①について、渡邊おいしい給食担当課長、お願いします。

おいしい給食担当課長。

○おいしい給食担当課長 それでは12ページをご覧くださいできればと思います。

件名・所管部課名は記載のとおりでございます。

現在、足立区食育推進計画でございますけれども、おいしい給食を通じて、食育推進事業をさらに発展させるため、これをおいしい給食推進事業と一本化して、子どものころからの望ましい食習慣の定着を目指す新たな計画を作成したので報告するものでございます。こちらについては、詳しくは別添の資料を後ほどご覧いただければと思っております。

計画の理念でございますけれども、野菜摂取が当然な地域社会の実現を通して、区民の望ましい食習慣の定着と健康増進を図り、ひいては健康寿命の延伸を目指すものでございます。

そのために、凝った料理を覚えるよりも、簡単であってもバランスのとれた食生活を可能とする実践力「あだち食のスタンダード」の定着を、「おいしい給食推進事業」を通じて推し進めるものでございまして、この「あだち食のスタンダード」というのは「3 計画の主な内容」のところに記載しておりますけれども、こちら記載の3点につきまして、中学校卒業時までには身につけることで、食をめぐる課題を解決するものでございます。

計画期間は、記載のとおり34年度までの6年間といたします。

今後のスケジュールでございますけれども、これからパブリックコメントを実施いたしまして、29年3月に計画を完成させる予定でございます。

私からは以上でございます。

○教育長 本日の報告事項は1件であります。報告事項に関

しまして、各委員から質疑・ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

よろしいですか。

(なし)

無いようでしたら、報告事項を終了させていただきます。

その他ですけれども、何かございますか。

(なし)

無いようですので、以上をもちまして、本年第1回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時15分閉会

平成 29 年 第 1 回
足立区教育委員会臨時会

日 時 平成 29 年 1 月 25 日 水曜日 午後 5 時開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程		頁
日程第 1 第 3 号議案	足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の送付について	別冊
日程第 2 第 4 号議案	「足立区プロポーザル選定委員会条例」に関する教育委員会の意見について	…… 1
日程第 3 第 5 号議案	平成 29 年度以降の区立小・中学校における運動会の組体操等について	…… 5
日程第 4 第 6 号議案	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について	… 10

2 報告事項

- ① 足立区糖尿病対策アクションプラン「おいしい給食・食育対策編」(案) …… 12
について 《渡邊 おいしい給食担当課長》及び別添

第4号議案

「足立区プロポーザル選定委員会条例」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

平成29年1月25日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

議案に関する教育委員会の意見について

「足立区プロポーザル選定委員会条例」の制定にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 1 月 25 日

件 名	「足立区プロポーザル選定委員会条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、以下の条例の制定にあたり足立区長より教育委員会の意見を求められたので、本議案を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例名 足立区プロポーザル選定委員会条例 2 主な内容（詳細は、別紙・条例案のとおり） 区長又は教育委員会の附属機関として「足立区プロポーザル選定委員会」を設置し、以下について定める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 所掌事務 (2) 委員構成、任期等 (3) 委員長、委員会の運営 3 制定理由、背景 プロポーザル方式による委託事業者等の選定は、「足立区プロポーザル方式実施基準第 6 条第 3 項」により、各部が要綱を定め、選定委員会を設置しているが、プロポーザル方式による事業者の選定をより厳正かつ公平にするとともに、新基本構想の協創の理念に基づく区民参画を推進するため、「足立区プロポーザル選定委員会条例」を制定する。 4 施行日 平成 29 年 4 月 1 日
今後の方針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 細目については、足立区プロポーザル選定委員会条例施行規則を制定する。 (2) その他必要事項については、現行の足立区プロポーザル方式実施基準が一部改正される予定。 (3) これまで各部で定めていた選定委員会設置要綱は、廃止される予定。

足立区プロポーザル選定委員会条例（案）

（設置）

第1条 プロポーザル方式により足立区（以下「区」という。）が発注する業務等を受託する事業者（以下「事業者」という。）の候補者を選定するに当たり、選定審査を適正に行うため、区長又は教育委員会（以下「区長等」という。）の附属機関として、足立区プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、候補者の選定を行う業務等ごとに設置するものとし、区長等は、委員会を設置したときは、その旨を告示する。

（定義）

第2条 この条例において「プロポーザル方式」とは、事業者の候補者の選定に当たり、公募又は指名の方法により、企画、技術等に関する提案を求め、その企画力、技術力等を総合的に判断した上で、最も優れた候補者の選定を行う方式をいう。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）事業者の候補者の選定のための基準の策定及び候補者の選定に関すること。

（2）その他、プロポーザル方式の実施に必要な事項

（組織）

第4条 委員会は、学識経験者、区職員その他区長等が適当と認める者のうちから、区長等が委嘱又は任命する委員10人以内で組織する。

2 委員の任期は、区長等が委嘱又は任命した日から候補者の選定が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（複数の候補者の選定に係る委員会の設置）

第8条 区長等が必要と認めるときは、1の委員会の設置をもって、複数の業務等に係る候補者の選定を行うことができるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に行われる候補者の選定について適用する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区プロポーザル選定委員会	日額 7,000円
----------------	-----------

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区プロポーザル選定委員会	日額 7,000円
----------------	-----------

第 5 号議案

平成 29 年度以降の区立小・中学校における運動会の組体操等について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 1 月 25 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

平成 29 年度以降の区立小・中学校における運動会の組体操等について

都の通知を踏まえ、足立区教育委員会としての方針を決定する。

(提案理由)

小・中学校の運動会における組体操での事故報道を受けて、都が示した方針を踏まえたうえ、平成 29 年度以降の区立小・中学校における運動会の組体操等について方針を決定する必要があるため、この案を提出いたします。

第 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 1 月 25 日

件 名	平成 29 年度以降の区立小・中学校における運動会の組体操等について
所管部課名	学校教育部 教育指導課
内 容	<p>区立小・中学校の運動会における組体操の実施について、平成 28 年度は、タワー及びピラミッドを休止する等の方針としたが、29 年度以降は以下のとおりの方針とする。</p> <p>1 足立区教育委員会の方針</p> <p>(1) 平成 29 年度以降の区立小・中学校運動会における組体操及び他演目等（応援合戦等）における、タワー及びピラミッドは禁止とする。</p> <p>(2) 原則、体の一部が地面と接触している状態の種目は、安全対策を十分講じたうえで実施することが可能とする。</p> <p>(3) 体が地面から離れる種目の実施を計画する場合は、学校長の指導の下、安全対策について協議を行ったうえで、安全対策を明確に示した活動計画等を作成・提出し、足立区教育委員会と協議したうえで、確認を受ける。</p> <p>(4) 学校行事で実施するほかの種目についても、それぞれに内在する危険性に留意し、安全対策の点検を行い、万全の対応を図る。</p> <p>2 関係通知について（抜粋）</p> <p>(1) 平成 28 年 12 月 22 日付東京都教育委員会通知 資料 1 平成 29 年度以降の都立学校における「組み体操」等への都教育委員会の対応方針について</p> <p>(ア) 「ピラミッド」と「タワー」については、原則として禁止すること。</p> <p>(イ) 組み体操を実施する場合は、児童・生徒の体力の実態等を踏まえ、安全を最優先した指導計画を作成するとともに、東京都教育委員会に指導計画等を提出し協議を行う。</p> <p>(ウ) 練習中の児童・生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、指導内容や指導計画を適時適切に見直す。万が一、練習中に児童・生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動を中止したり、活動内容や指導方法を見直して更なる安全対策を講じたりする。</p> <p>(エ) 都立学校において、学校行事で実施する他の種目についても、安全対策の点検を行う。</p> <p>(オ) 上記以外の体育的活動においても、万全の安全対策を講じる。</p> <p>(カ) 区立学校における対応は、区教育委員会が適切に判断する。</p>
今後の方針	各学校には、組体操を実施する場合は、学習指導要領に基づき、安全対策を十分講じ、活動計画等を作成させ、他の種目についても安全対策の点検を行い、万全の対応を図るよう指導する。



28 教指企第 1140 号
平成 28 年 12 月 22 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
中 井 敬 三
(公印省略)

平成 29 年度以降の都立学校における「組み体操」等への都教育委員会の
対応方針について (通知)

平成 27 年、全国各地で「組み体操」の危険性や安全対策上の問題が指摘され、大きな社会問題に発展したことを受け、平成 28 年 3 月、東京都教育委員会は、都立学校において学校行事の「組み体操」を実施する場合、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、平成 28 年度は原則として休止する方針を定めました。

各都立学校はこの方針を受け、「組み体操」の教育的意義を確認するとともに、演技種目の内容とそれぞれに内在する危険性、事故の未然防止に向けた安全対策等について点検や、代替の運動種目を選定し実施しました。また、生徒や保護者、教職員のアンケート調査の結果等を踏まえ、平成 28 年度の体育祭を総合的に評価し、平成 29 年度以降の実施種目を検討しました。

東京都教育委員会は、各都立学校の検討結果を踏まえ、平成 29 年度以降の都立学校の「組み体操」等について方針を定め、別添写しのとおり都立学校長宛てに通知しました。

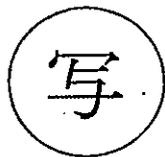
区市町村教育委員会におかれては、地域の特性や学校の実情等を踏まえ、学校の運動会等において、安全対策に努められるようお願いいたします。



[担当]

東京都教育庁指導部

体育健康教育担当課長	佐藤 浩
主任指導主事	勝嶋 憲子
電 話	03-5320-6887
ファクシミリ	03-5388-1733



28 教指企第 1140 号
平成 28 年 12 月 22 日

都立学校長 殿

東京都教育委員会教育長
中 井 敬 三
(公印省略)

平成 29 年度以降の都立学校における「組み体操」等への都教育委員会の
対応方針について (通知)

平成 27 年、全国各地で「組み体操」の危険性や安全対策上の問題が指摘され、大きな社会問題に発展したことを受け、平成 28 年 3 月、東京都教育委員会は、都立学校において学校行事の「組み体操」を実施する場合、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、平成 28 年度は原則として休止する方針を定めました。

各都立学校においては、この方針を受け、「組み体操」の教育的意義を確認するとともに、演技種目の内容とそれぞれに内在する危険性、事故の未然防止に向けた安全対策等について点検し、代替の運動種目を選定し実施しました。また、生徒や保護者、教職員のアンケート調査の結果等を踏まえ、平成 28 年度の体育祭を総合的に評価し、平成 29 年度以降の実施種目の検討についてお願いしてきたところです。

東京都教育委員会は、各学校の検討結果を踏まえ、平成 29 年度以降の都立学校の「組み体操」等について、方針を下記のとおり定めましたので、各学校においては、この方針に基づき、事故防止の徹底についてよろしくお願いします。

記

- 1 都立学校においては、当該年度の体育祭の総合的な評価を踏まえて、次年度の実施種目を検討、決定する。

なお、「組み体操」を実施する場合は、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、原則として禁止することとする。但し、その教育的意義、学校経営上の位置付けを確認するとともに、教員の指導経験、指導技術、指導体制等を点検、確認した上で、学校全体で実施したいとする意志が強い場合は、児童・生徒の体力の実態等を踏まえ、安全を最優先した指導計画を作成するとともに、東京都教育委員会に提出し協議を行う。

また、事前に、生徒や保護者、地域に対し、「組み体操」を実施する目的、指導内容・方法、安全対策等について説明し、理解を得る。

- 2 指導に当たっては、練習中の児童・生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、指導内容や指導計画を適時適切に見直す。万が一、練習中に児童・生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動を中止したり、活動内容や指導方法を見直して更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行う。

- 3 都立学校において、学校行事で実施する他の種目についても、それぞれに内在する危険性に留意し、安全対策の点検を行い、万全の対応を図る。
- 4 都立学校における上記以外の体育的活動においても、万全の安全対策を講じるとともに、児童・生徒の発達段階に応じた安全指導等により、安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図る。
- 5 区市町村立学校における対応は、地域の特性や学校の実情等を踏まえ、区市町村教育委員会が適切に判断する。(都教育委員会が都立学校に対して出す方針を参考として情報提供)

[担当]

教育庁指導部

体育健康教育担当課長	佐藤 浩
主任指導主事	勝嶋 憲子
電 話	03-5320-6887
ファクシミリ	03-5388-1733

第 6 号議案

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 月 2 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
足立区教育委員会教育長に依頼のあった事業及び事務について、下記
のとおり従事する。

記

従事日時	従事内容	依頼元
1 月 2 9 日 (日) 9:30~16:30	事業仕分け 専門委員 「平成 2 8 年度 富津市事業仕分け」	構想日本

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため、この案を提出いたします。

第 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 1 月 25 日

件 名	足立区教育委員会教育長の事業及び事務従事について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>1 提案理由 足立区教育委員会教育長に対する事業従事依頼へ応じるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 7 項の規定に基づき、足立区教育委員会の許可を受ける必要があるため。</p> <p>2 従事内容等 (1) 事業仕分け 専門委員 (千葉県富津市) 日時：1 月 29 日 (日) 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 内容：平成 28 年度 富津市事業仕分け</p>
今後の方針	業務に支障のないよう、教育委員会事務局内で調整を図る。

平成 29 年 第 1 回
教育委員会臨時会
別冊資料

平成 29 年 1 月 25 日

第 3 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の送付について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 1 月 25 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の送付について

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年足立区条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「の子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第 1 項及び第 3 項並びに第 11 条の 3 第 1 項及び第 3 項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「配偶者又は 2 親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という）」を「要介護者（第 18 条第 1 項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ）」に改め、「の子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27

条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。)」を加える。

第11条の2の見出し中「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第17条第1項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第18条の2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「介護時間」という。)を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(児童福祉法の一部改正に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第1項の規定中「第

6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

(深夜勤務及び超過勤務の制限に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条第2項の規定により準用された同条第1項の規定に基づき、現に深夜における勤務の制限に関し職務に支障がないと認められた者又は同条例第11条の3第2項の規定により準用された同条第1項の規定に基づき、現に超過勤務の制限に関し職務に支障がないと認められた者の当該制限に係る要介護者の範囲については、新条例第11条第2項及び第11条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 29 年 1 月 25 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課
内 容	<p>1 概要</p> <p>平成 28 年 1 月 25 日に国会で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正法案が可決・成立し、平成 29 年 1 月 1 日に施行された。法改正等の内容を踏まえ、幼稚園教育職員の休暇制度等を変更する。</p> <p>また、つわり等妊娠に起因する諸障がいのため、勤務に服することが困難な場合に付与する特別休暇である「妊娠初期休暇」（引き続く 7 日以内）について、取得可能な期間を現行の 4 か月程度から妊娠中の全期間に拡大するとともに、名称を変更する（取得期間の拡大については規則を改正する）。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 育児・介護休業法の改正に伴う休暇制度等の主な改正について</p> <p>① 介護を行う職員の超過勤務の免除</p> <p>介護を行う職員から所定の請求があった場合、職務に支障がある場合を除き、当該要介護家族の介護を行う必要がある間、超過勤務を免除する。（現行では、規則で定める時間（1 か月 24 時間、年 150 時間）を超えて超過勤務をさせてはならないとしている。）</p> <p>② 介護時間制度の導入（無給）【新設】</p> <p>連続する 3 年の期間内において、介護のため 1 日につき 2 時間の範囲内で勤務しないことができる制度を設ける。</p> <p>(2) 妊娠初期休暇について</p> <p>名称を「妊娠症状対応休暇」に変更する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>4 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p>
今後の方針	<p>平成 29 年第 1 回足立区議会定例会へ「足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を提出する。</p> <p>条例改正後、関連する「足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例施行規則」を改正する。</p>

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正案
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合においては、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>配偶者又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。</u>この場合において、同</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（<u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>要介護者（第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。</u>この場合において、同項中「小学校就学の始期に達</p>

<p>項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 （省略）</p> <p>（3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限）</p> <p>第11条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせて</p>	<p>3 （省略）</p> <p>（3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）</p> <p>第11条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第10条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせて</p>

<p>はならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づき臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児を行う職員 の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、 教育委員会規則で定める。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 17 条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の 特別な事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇 (以下「特別休暇」という。)として、公民権公使等休暇、妊娠出産 休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、 出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランテ ィア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護 休暇を承認するものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>はならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づき臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この 場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養 育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と 読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介 護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事 委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 17 条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の 特別な事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇 (以下「特別休暇」という。)として、公民権公使等休暇、妊娠出産 休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時 間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラ ンティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の 介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>(介護時間)</u></p> <p>第 18 条の 2 教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤</p>
--	--

務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、
1 日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介
護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承
認を得て、教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（児童福祉法の一部改正に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、この条
例による改正後の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例（以下「新条例」という。）第 11 条第 1 項の規定中
「第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託さ
れている児童」とあるのは、「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親で
ある職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつ
て養親となることを希望している者」とする。

（深夜勤務及び超過勤務の制限に関する経過措置）

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の足立区幼稚園教育
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 11 条第 2 項の規定
により準用された同条第 1 項の規定に基づき、現に深夜における勤
務の制限に関し職務に支障がないと認められた者又は同条例第 1
1 条の 3 第 2 項の規定により準用された同条第 1 項の規定に基づ

	<p><u>き、現に超過勤務の制限に関し職務に支障がないと認められた者の当該制限に係る要介護者の範囲については、新条例第11条第2項及び第11条の3第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。</u></p>
--	---

目 次

概 要	1
足立区糖尿病対策アクションプラン「おいしい給食・食育対策編」 1
第1章 計画の策定にあたって	4
1 計画策定の背景 4
（1）これまでの「足立区食育推進計画」の課題と今後の方針 4
（2）「おいしい給食推進事業」の課題と今後の方針 4
（3）「おいしい給食推進事業」を統合した新たな計画「おいしい給食・食育対策編」 の策定 5
2 計画の基本理念 6
3 本計画の位置づけ 7
4 計画の期間 8

足立区糖尿病対策アクションプラン「おいしい給食・食育対策編」 概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) これまでの「足立区食育推進計画」の課題と今後の方針

(2) 「おいしい給食推進事業」の課題と今後の方針

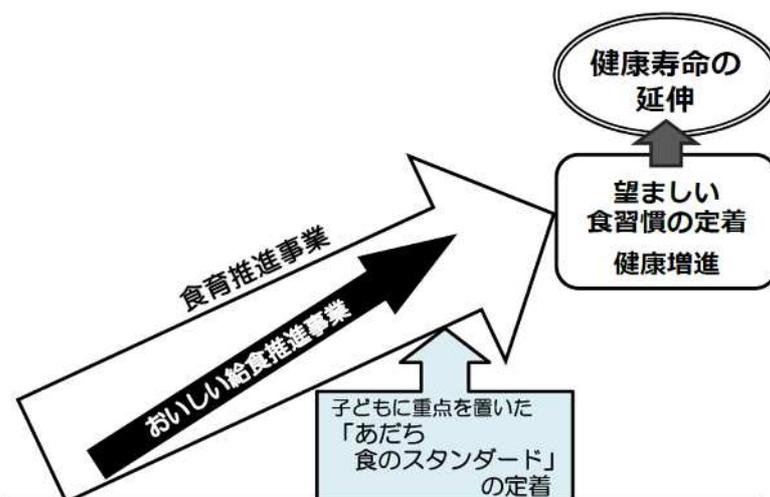
(3) 「おいしい給食推進事業」を統合した新たな計画「おいしい給食・食育対策編」の策定

従来の「足立区食育推進計画」と「おいしい給食推進事業」を一本化することで、次代を担う子どもたちへの施策に重点を置きつつ、全区民をも巻き込む計画として策定する。

2 計画の基本理念

野菜摂取が当然な地域社会の実現を通して、区民の望ましい食習慣の定着と健康増進を図り、ひいては健康寿命の延伸をめざす。

そのため、凝った料理を覚えるよりも、簡単であってもバランスのとれた食生活を可能とする実践力＝「あだち食のスタンダード」の定着を、「おいしい給食推進事業」を通して推し進める。



3 本計画の位置づけ

4 計画の期間

第2章 食をめぐる足立区の現状と課題

課題1 朝食の欠食、野菜摂取量の不足、ベジ・ファーストの未浸透など、望ましい食習慣が定着していない

(1) 朝食の欠食が多い

- ・ 中学3年生で、朝食摂取が毎日ではない生徒は約20%
- ・ 18～39歳男性で、朝食を週3日以上食べない人は約34%

(2) 野菜摂取量が不足している

- ・ 中学2年生の推定野菜摂取量は206g
- ・ 20～59歳の推定野菜摂取量は233g
- ・ 18～39歳で、朝食に野菜を食べている人は、たった27%

(3) ベジ・ファーストが浸透していない

- ・ 小学1年生で、食事を野菜から食べる(ベジ・ファースト)割合は約12%

(4) 給食残菜率が高い学校と低い学校の二極化がみられる

- ・ 残菜率が高い学校と低い学校との最大差は、小学校で6.4ポイント、中学校は10.4ポイントで、依然、開いたままの状態

課題2 食塩、菓子・甘味飲料の過剰摂取などが、糖尿病をはじめとした生活習慣病につながっている

(1) 食塩、菓子・甘味飲料の摂取が多い

- ・ 20～59歳では、推定食塩摂取量が多い傾向
- ・ 20～59歳男性では推定甘味飲料摂取量、20歳代女性は推定菓子類摂取量が多い傾向

(2) 偏った食生活が、糖尿病をはじめとした生活習慣病につながっている

- ・ 18～39歳で、一日の中で野菜摂取頻度が低い人、または朝食を食べない人は、生活習慣病のリスク項目が多い傾向
- ・ 小学1年生で、食事を野菜から食べる児童は、過体重の割合が3割低い
- ・ 18～39歳男性で、「肥満」は約30%

課題3 料理をしない家庭が増え、食育機能が低下している

- ・ 小1家庭で、子どもへの食事づくりが月に数日・ほとんどない世帯は約10%
- ・ 小1家庭で、子どもと一緒に料理を作ることが「めったにない」世帯は約30%
- ・ 小1家庭で、夕食を、ひとりまたは子どもたちだけで食べる世帯は約4%

第3章 食をめぐる課題の解決にむけて

1 課題解決のための「あだち食のスタンダード」

子どもに重点を置き、健康に生き抜くための実践力として「あだち食のスタンダード」を中学卒業時まで身に付けることで、食をめぐる課題の解決をめざす。

【あだち食のスタンダード】

(1) 1日3食野菜を食べるなど、望ましい食習慣を身につける

(2) 栄養バランスの良い食事を選択できる

(3) 簡単な料理を作ることができる

ごはんが炊ける、インスタントに頼らずみそ汁が作れる、目玉焼き程度のフライパン料理ができる

2 「あだち食のスタンダード」に沿った主な事業

(1) 1日3食野菜を食べるなど、望ましい食習慣を身につける

<食に対する関心や意欲があり、野菜を食べる、野菜から食べる、朝食を毎日食べるなどの健康的な食習慣を身につける>

中学生までの事業

・保育園～中学校まで

「ひと口目は野菜から(ベジ・ファースト)」事業

・給食残菜率における学校間の二極化解消

・野菜への関心を高める「野菜の日」事業

・食欲を高める給食新規メニューの開発

保護者・区民向け事業

・妊娠期～就学前までの父母等向け各栄養教室

・食育サポーターによる食育啓発事業

・あだちベジタベライフ

(2) 栄養バランスの良い食事を選択できる

<野菜を含む栄養バランスの良い組み合わせを選択できる>

中学生までの事業

・毎日の給食を通じた食育の推進

・小・中学校家庭科指導案作成

・中学生対象 惣菜活用塾

保護者・区民向け事業

・あだちベジタベライフ協力店事業

・ハイリスク家庭・ひとり親家庭への食支援

(3) 簡単な料理を作ることができる

<簡単な料理を作り、家族や友人と食事をする機会を増やす>

中学生までの事業

・保育園での「野菜の調理体験」事業

・学童保育室などでの料理教室・おやつ講座

・おいしい給食メニューコンクール

・小・中学校での「〇〇家のシェフになろう！」

保護者・区民向け事業

・高校生向け包丁いらずの朝ベジ料理教室

・簡単野菜レシピ啓発

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) これまでの「足立区食育推進計画」の課題と今後の方針

国の食育基本法（平成17年7月15日施行）、食育推進基本計画（平成18年3月）及び第2次食育推進基本計画（平成23年3月）を受け、足立区は「足立区食育推進計画（平成19年度～22年度）」及び「足立区食育推進計画（平成23年度～27年度）」を策定し、食をめぐる状況の改善をめざしてきました。

その結果、子どもの早寝早起きなどの生活リズム、中学生の肥満・やせ、むし歯のない子どもの割合などについてはやや改善傾向が見られたものの、東京都の平均と比較すると、適正体重の子どもの割合が少ない状況が続いています。

一方で、平成25年度に策定した「健康あだち21（第二次）行動計画」では、健康寿命が都平均より約2歳短い、糖尿病の受診件数・医療費ともに23区の中で常に上位に位置している実態が浮き彫りとなりました。これを受けて、区は「糖尿病対策アクションプラン」を策定し、糖尿病対策に重点を絞った取り組みを行っています。

平成27年度足立区食習慣調査の結果では、1日の推定野菜摂取量は233gであり、前年度と比べて微増しているものの、国の掲げる推奨摂取量350g以上に約120g不足しています。また、若い男性の肥満が多いことなど、食をめぐる課題は依然として未解決のままです。

さらに、平成27年度に実施した「子どもの健康・生活実態調査」の結果からは、目玉焼き程度の簡単な料理を含め、子どもへの食事を作ることが月に数日以下しかない世帯が約10%あり、家庭での食育の推進が難しい現状も見えてきました。

今後は顕在化した課題の解決に向け、子どもを中心に据えて取り組んでいきます。

(2) 「おいしい給食推進事業」の課題と今後の方針

「区内で転校したら、『新しい学校では給食がおいしくない』と子どもが給食を残すようになった」。保護者からこのような声をいただきました。残菜量の調査を行ったところ、同じ予算、同じ自校調理方式で提供している足立区の学校給食にもかわらず、学校によって大きな差があることが判明しました。これが足立区の「おいしい給食事業」の出発点となった平成19年9月の出来事です。

以来、様々な取り組みを行った結果、年間の残菜量は小学校で66.5%（123t）、中学校で54.6%（107t）減少し、給食の時間を楽しいと思う子どもの割合も、それぞれ97%、82%に達する成果をあげることができました。

しかしながら、事業がスタートして約10年経過した現在でも、残菜量が限りなくゼロに近い学校がある一方で、残菜量が平均を大きく上回り、高止まりしたままの学校が依然、見受けられるという二極化傾向は解消していません。

原因としては、

学校全体の取り組みに差異がみられる

献立のマナー化も散見され、新規メニューは減少傾向にある

栄養士は学校に一人であり、若手栄養士などは手本が少なく技量向上させにくい
などが想定されます。今後はこのような課題の解決に向け、具体的かつ効果的な対策を講じ、残菜の二極化解消を図っていきます。

(3)「おいしい給食推進事業」を統合した新たな計画「おいしい給食・食育対策編」の策定

前述のとおり、足立区では「足立区食育推進計画」や「おいしい給食推進事業」の取り組みを通じて、子どもの頃からの望ましい食習慣の確立をめざしてきました。健康寿命が国や都の平均を下回る当区にとって、すべての世代の健康増進は区の掲げる最優先施策の一つであるからです。

そこで今般、食育をさらに強力に推進するため「足立区食育推進計画」の見直しに当たり、「おいしい給食推進事業」との一本化をはかることといたしました。子どもたちにとって日々の給食はまさに食育の「生きた教材」であり、給食を通じて健康に生き抜く実践力を培うことが、食育を単なる知識の詰め込みに終わらせない有効な手法と判断したからです。

ともすれば、学校ごとにまちまちであった食育の内容を統一し、子どもたちが最低限身につけるべき内容を定めます。これにより、次代を担う子どもたちの施策に重点を置きつつ、全区民をも巻き込む計画として策定します。

また、今後は着実に目標を達成するため、成果指標の達成度を検証しながら事業を展開していきます。

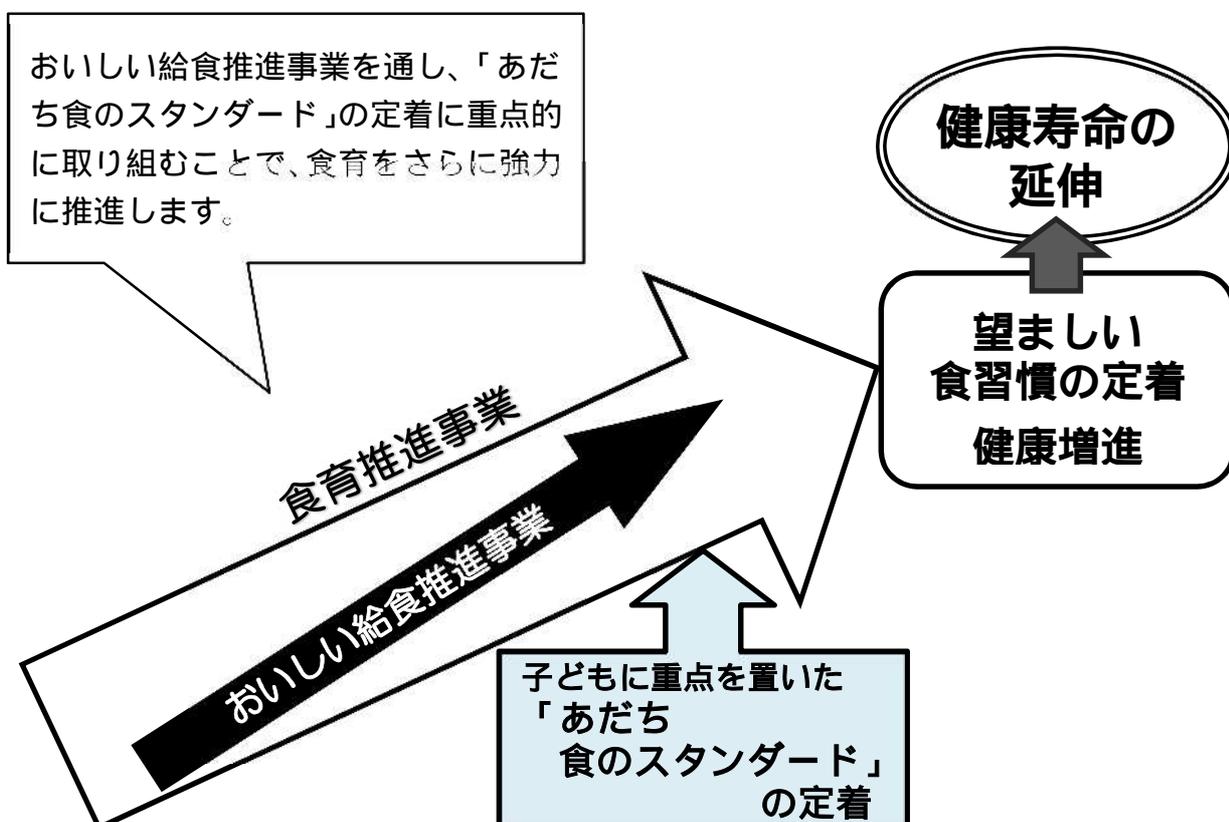
2 計画の基本理念

区健康課題を解決し、区民が生涯を健康で過ごすためには、望ましい食習慣を理解し、子どもの頃から野菜を含み、栄養バランスの良い規則正しい食生活を習慣化することが重要です。

そのためには、凝った料理を覚えるよりも、日常生活に役立ち、簡単であってもバランスがとれた食生活を身につけられるように食育を推進することが、一番の近道と考えました。家庭での食育に頼るだけでなく、特に、保育園、学校での給食を中心とした様々な場で、健康に生き抜くための実践力を身につけることをめざしていきます。

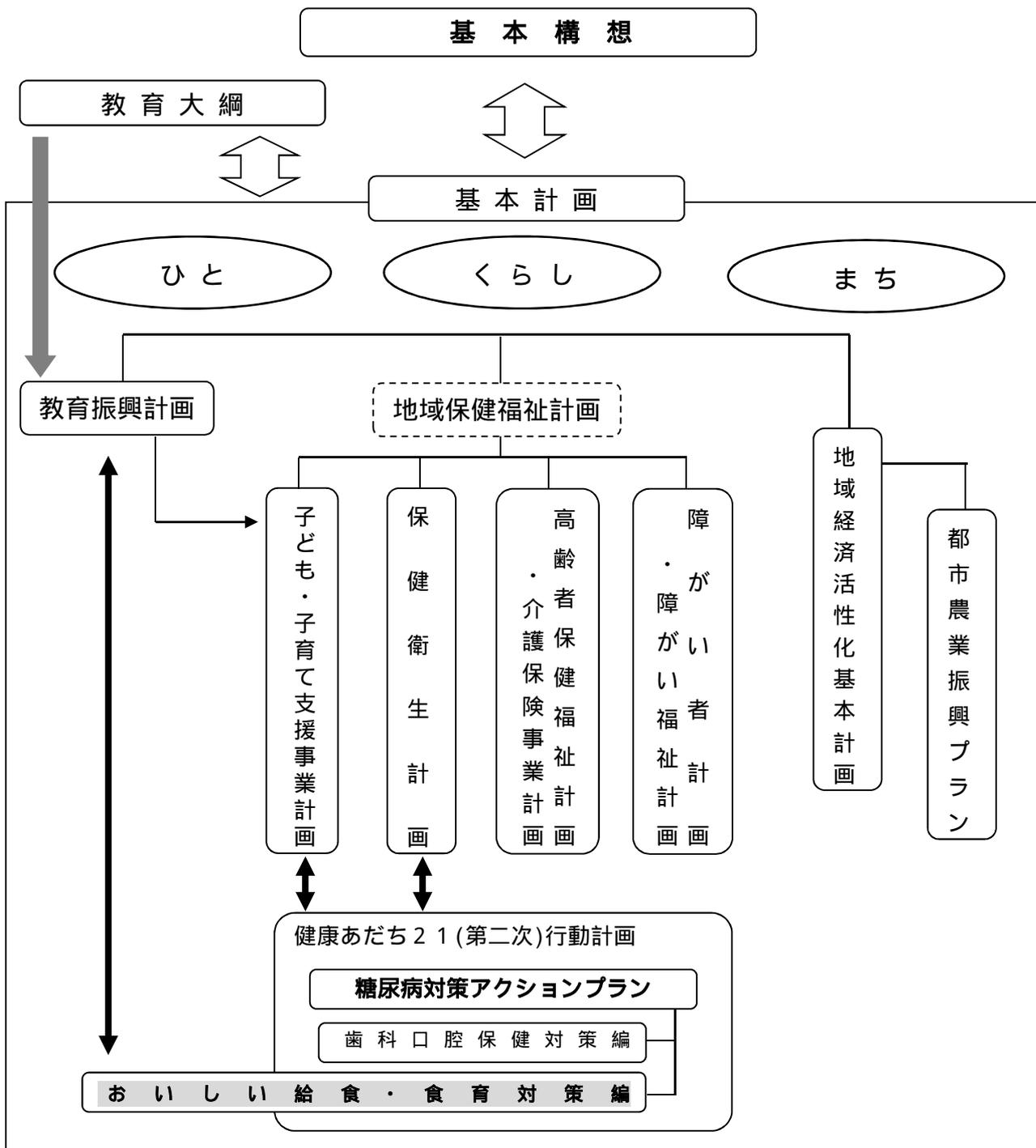
このことから、本計画では(1)1日3食野菜を食べるなど望ましい食習慣を身につける(2)栄養バランスの良い食事を選択できる(3)簡単な料理を作ることができる(ごはんが炊ける、インスタントに頼らずみそ汁が作れる、目玉焼き程度のフライパン料理ができる)以上の3点を「あだち食のスタンダード」と定め、中学校卒業時までにはすべての子どもが「あだち食のスタンダード」を身につけることを当面の目標とします。

これにより、野菜摂取が当然である地域社会の実現を通して、子どもの頃からの望ましい食習慣の定着を図り、子どものみならず、すべての世代の健康増進につなげ、ひいては区民の健康寿命の延伸をめざします。



3 本計画の位置づけ

「足立区糖尿病対策アクションプラン」および「同アクションプラン歯科口腔保健対策編」と合わせ、「健康あだち21推進事業(糖尿病対策)」の一翼を担っています。
 なお、児童・生徒を対象とした「おいしい給食推進事業」も盛り込んでいます。



足立区地域保健福祉計画

足立区地域保健福祉の向上をめざし、施策を推進するための基本計画であり、【高齢者】【障がい者】【子育て支援】【健康づくり】の4分野ごとに策定された個別計画をもって一体と成す計画です。

4 計画の期間

この計画の期間は平成29年度～平成34年度の6年間とし、「健康あだち21(第二次)行動計画」「足立区糖尿病対策アクションプラン」に合わせて評価を行います。